

契約書番号 1-170809-

## インターネットマーケティングシステム等の運用代行契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と有限会社ハビス (以下「乙」という) は、乙所定の条項に対する甲の合意により成立したインターネットマーケティングシステム等の運用代行同意契約 (以下「本契約」という) に関し次の通り運用代行契約を締結します。

### 第1条 (対象インターネットマーケティングシステム等の運用代行)

本契約の対象インターネットマーケティングシステム等の運用代行 (以下「運用代行サービス」という) は運用代行契約明細書 (1) 記載の通りとします。

### 第2条 (本件運用代行サービスの範囲)

本件運用代行サービスの範囲は、以下の通りとします。

- ① 甲の業務へ集客をするために別紙、運用代行契約明細書 (以下「明細書」という) に記載内容を実施。
- ② 明細書にある依頼内容の作成、取材、情報収集。
- ③ 明細書にある依頼内容にて甲より乙へ提供された情報の編集、投稿、プログラミング。

### 第3条 (宣伝広告の利用)

甲と乙の合意により、甲のホームページやブログ等への集客のために宣伝広告を行う可能性があり、本宣伝広告の詳細は以下の通りとします。

- ① 集客の目的、予算の算出を行い、甲乙合意のもの宣伝広告を利用し、費用は原則として甲が支払うものとします。

### 第4条 (運用代行窓口対応時間)

運用代行内容に関する問い合わせ窓口対応時間は、次の通りとします。 9:00~21:00 (乙の年末年始休業日を除く。)

### 第5条 (契約期間)

本契約の期間は、本契約締結日より2022年 月 日までとします。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに両者いずれからも解除の申し出がない場合は、本契約はさらに1年間継続するものとし、以降も同様とします。

#### 第6条 (料金)

本契約の料金および支払方法は運用代行契約明細書（2）および（3）に記載の通りとします。

#### 第7条 (責任の解除)

本契約の解除もしくは期間満了により、乙の本件運用代行サービスの運用代行義務は解除されます。

#### 第8条 (原契約の適用)

本契約に定めのない事項については、原契約の条項を適用します。 2 原契約にも定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

# 機密保持誓約書

甲と乙は、乙所定の条項に対する甲の合意により成立した運用代行サービスを遂行するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

第1条 乙は、運用代行サービスに関して次に掲げる機密事項を使用もしくは社外および社内の第三者に対し開示・漏洩いたしません。

1. 運用代行サービスの内容
2. 運用代行サービスの工程、遂行方法
3. 運用代行サービスの成績表、各データ
4. 運用代行サービスの販売方法、宣伝、広告
5. 以上の他、甲又は乙が特に運用代行サービスの機密保持対照として指定した機密事項

第2条 甲乙は、運用代行サービスが終了、もしくは中断した場合も前条項の規定を継続して遵守いたします。

第3条 甲乙の運用代行サービスで取扱い、作成・使用または保管する資料、記憶媒体等は、機密保持に配慮して厳重に管理いたします。また、運用代行サービスの中断時または終了時にはこれら物品の一切を返還または処分し、後の業務処理に支障のないように引継ぎします。

第4条 甲乙は、前各条項に反し甲乙いずれかの機密を開示・漏洩し、または不正に使用したことにより、甲乙いずれかに損害をかけた場合には、損害を賠償する責を負うことを誓約いたします。

以上

本契約が成立した証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

2017年 月 日

甲：

印

乙： 静岡県沼津市新沢田町17番10号  
有限会社 ハビス  
代表取締役 大島 高明

印